

宮崎県観光 A I チャットボット導入及び運用保守業務委託 企画提案競技（プロポーザル方式）実施要領

1 目的

この要領は、宮崎県観光 A I チャットボット導入及び運用保守業務委託について、企画提案を募り、本業務を実施する候補者を選定することに関して必要な事項を定める。

2 事業（業務委託）の内容

「宮崎県観光 A I チャットボット導入及び運用保守業務委託仕様書」のとおり

3 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

4 委託料の上限額

11,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※ この金額は契約予定価格を示すものではない。

※ 上記金額は、別添仕様書に明記した、企画内容の履行までに要する全ての経費を含む。

※ 委託料の支払いは、委託業務完了後、精算払とする。

5 参加資格

この企画提案競技に参加しようとする者は、次のすべての要件を満たす者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。

（２）物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和 46 年宮崎県告示第 93 号）第 2 条に規定する入札参加資格を有する者、または契約までに取得見込みの者で過去 5 年以内にこの業務委託と同種・同規模程度の業務の実績を有する者。

（３）法令違反等による処分が継続していない者。

（４）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立がなされていないものとみなす。

（５）この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けていない者。

（６）役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年宮崎県条例第 18 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認

められる者でないこと。

(7) 県税に未納がない者。

(8) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

(9) 本業務の実施について、県の求めに応じ即座に対応できる体制を整えている者。

6 企画提案競技実施の公示方法

県ホームページ（<http://www.pref.miyazaki.lg.jp>）により公示

7 スケジュール（予定）

(1) 公告	令和 7 年 6 月 25 日（水）
(2) 審査参加申込書受付期限	令和 7 年 7 月 7 日（月）午後 5 時まで
(3) 質問書受付期限	令和 7 年 7 月 11 日（金）午後 5 時まで
(4) 企画提案書等提出期限	令和 7 年 7 月 15 日（火）午後 5 時まで
(5) プレゼンテーション審査	令和 7 年 7 月 24 日（木）
(6) 受託者決定通知	令和 7 年 7 月 31 日（木）

8 企画提案競技への参加申込み

本企画提案競技に参加を希望する者は、次のとおり参加申込を行うこと。

- (1) 提出場所 「16 書類提出及び問合せ先」に示す住所
- (2) 提出期限 **令和 7 年 7 月 7 日（月）午後 5 時まで（必着）**
(郵送の場合も必着とする。)
- (3) 提出方法 持参、郵送又は電子メール
郵送の際は、書留郵便又はそれと同等の手段によること。
- (4) 提出書類
 - ・企画提案競技参加申込書（様式第 1 号）
 - ・代理人を選定した場合は委任状（様式第 2 号）
- (5) その他

電子メールで参加申込書及び委任状を送付した者は、企画提案書提出時に、提出書類の原本を提出すること。郵送又は電子メール（PDF 形式）により参加申込書を提出した場合は、翌日以降提出状況の確認を行うこと。

参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第 3 号）を持参又は郵送により提出すること。また、企画提案書が提出期限までに提出されなかった場合は、辞退届が提出されたものとみなす。

9 質問及び回答

(1) 質問

本業務に関し質問がある場合は、質問書（様式第 4 号）を本要領 16 の担当課へ

FAX又は電子メール（PDF形式）にて提出すること。件名は、「宮崎県観光AIチャットボット導入及び運用保守業務委託企画提案競技に係る質問」とする。提出期限は令和7年7月11日（金）午後5時まで（必着）とする。

（2）回答

原則として、質問者に対し、質問受付日の翌日から起算して3日以内（土曜日及び日曜日を除く。）に回答するものとする。また、軽微なものを除き、質問に対する回答は、企画提案競技参加者全員にメールで通知する（質問者名は公表しない。）。

10 企画提案書の作成及び提出書類

（1）提出書類

以下の①から⑦を1セットとし、これを企画書と呼ぶ。

①企画提案競技申請書（様式第5号）

②会社概要（様式第6号）

③企画提案書

審査基準表の審査項目に沿って提案すること。

なお、企画提案書は30ページ以内とすること。（ページ数に表紙と目次は含まない）

④見積書及び見積明細書

見積書については、本事業委託に係る全ての費用見積書は任意様式とし、宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計金額を明記すること。（企画提案書における追加提案に関する費用等についても本見積書に含むこと。）

なお、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。（各項目の単価が判断できる内容とする。）

また、企画提案書の運用保守に係る令和8年度以降の参考見積を提出すること。なお、見積は年額とし、可能な限り業務単位に明示すること。

⑤業務実績

既存のもの及び過去5年以内の地方公共団体との契約実績を記載すること（契約相手、事業名、契約金額がわかるように記載すること）

⑥暴力団又は暴力団員に該当しないことの誓約書（様式第7号）

⑦県税に未納がないことの証明

※宮崎県内に本店又は支店等の事業所を有する場合に限り提出すること。

（2）企画書の提出方法

企画書は本要領16の担当課へ持参又は郵送（書留郵便）にて提出すること。

提出期限は令和7年7月15日（火）午後5時まで（必着）とする。

（3）作成にあたっての留意点

①応募する企画書は1案に限る。

②企画書はA4判（やむを得ない箇所はA3折りたたみでも可）とし、提出部数は1部（押印すること）とし、企画提案書のみ7部を提出すること。パンフレ

ット類等の添付資料も 7 部準備し、別綴りとする。

③本業務を実施するに当たり、県職員や関係機関等に求める作業及び資料等についても記載すること。

④専門用語については、必要に応じて用語解説を添付すること。

⑤応募された企画提案の著作権は、その応募者に帰属する。なお、企画提案の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

⑥仕様書に記載されていない追加提案は、そのことが分かるように記載すること。

11 審査

プレゼンテーション審査による企画提案競技方式とし、提出された企画提案について、次のとおり審査を行い、最も優れた提案をした 1 者を選定する。

(1) 一次審査

原則、一次審査は行わない。

ただし、提案者が 5 者以上の場合は、審査委員会事務局である宮崎県観光推進課において、(3) の評価方法により一次審査（書面審査）を行い、(2) の二次審査（プレゼンテーション審査）に進む 4 者を選定し、令和 7 年 7 月 18 日（金）までに一次審査通過の旨を連絡する。（一次審査を通過しなかった者に対しても連絡する。）なお、この点数は、二次審査に持ち越さない。

(2) プレゼンテーション審査（二次審査）

令和 7 年 7 月 24 日（木）に、オンライン（Microsoft Teams）による審査を行うこととし、審査委員会において、提案内容や経費等について審査を行い、最も優れた提案者を選定する。

各社の持ち時間は、企画提案書を基に、説明 15 分、質疑応答 10 分の合計 25 分とする。

開始時間及び開催方法の詳細については、一次審査通過者に別途通知する。

出席者は提案者の統括責任者と主たる担当者を含め 3 名までとする。

(3) 評価方法

別紙「審査基準表」のとおり。

(4) 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず全員に通知する。

12 契約

上記の審査により選定された最も優れた提案を行った提案者を契約締結候補者として本業務委託に関して必要な協議を行った上で、候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。その際、企画提案の内容は、協議の上変更する場合がある。

なお、候補者との間での協議が合意に至らなかった場合は、次に順位の高い提案者を候補者として必要な協議を行う。

13 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 101 条の規定による。

14 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。

- （１）参加する資格のない者が提案したとき。
- （２）参加申込書又は企画提案書に虚偽の記載をした者
- （３）企画提案書が「宮崎県観光 A I チャットボット導入及び運用保守業務委託仕様書」に適合しない場合及び本要領に記載する留意事項に適合しない場合
- （４）２件以上の企画提案をした者
- （５）所定の日時及び場所に企画書を提出しなかったもの
- （６）企画提案書及び見積書について、金額、氏名、印影又は重要な文字を誤脱した又は不明な提案をした者
- （７）その他、指示した事項及び企画提案競技に関する条件に違反したとき。

15 その他

- （１）本業務の企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- （２）提案者から提出された書類は返却しない。なお、県は提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- （３）本企画提案競技の参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- （４）見積額については県と最優秀提案者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書を求める。
- （５）この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則による。

16 書類提出及び問合せ先

宮崎県商工観光労働部観光経済交流局観光推進課国内誘致担当（担当：税田）

〒880－8501 宮崎市橘通東 2－1 0－1

電 話 0985－26－7103

F A X 0985－44－4725

メール kanko-suishin@pref.miyazaki.lg.jp